

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農林水産部園芸課

法令名	肥料取締法			法令番号	昭和 25 年法律第 127 号		
手続名	普通肥料の登録（他の部、課に属しないもの）			根拠条項	第 7 条		
審査基準	<p>申請書の記載事項及び肥料の見本について調査し、当該肥料が公定規格に適合し、かつ、当該肥料の名称がその主成分又は効果に関して誤解を生ずるおそれがないことを確認した場合、当該肥料を登録する。</p>						
	受付 機関	園芸課	処理 機関	園芸課	交付 機関	園芸課	標準処理期間 45 日 標準経由期間 日